

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(着任)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 職員は、着任した後、直ちに、着任届（様式第12号）を所属長に提出しなければならない。</u></p> <p>(事務引継ぎ)</p> <p>第19条 職員は、退職、出向、配置換え又は休職等のため担当事務を離れる場合においては、<u>事務引継書（様式第13号）</u>により後任者又は所属長の指定する者にその担当していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。ただし、役付職員以外の者で所属長の承認を得たときは、口頭により引継ぐことができる。</p> <p>(当直命令)</p> <p>第24条 当直命令は、事務局長、次長及び課長以外の職員に対し、当直勤務日前15日までに当直命令通知書（<u>様式第14号</u>）により、所属長が行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第31条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（<u>様式第15号</u>）に記載し、署名押印の上、当該勤務終了後総務課長の検閲を受けなければならない。</p> <p>様式第11号（第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="145 1574 767 1771"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>岩手県議会議長 様</td> <td>回 議</td> <td>局長 次長</td> <td>課長 課長補佐</td> <td>主任主査 主査</td> <td>課員</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p> <p><u>様式第12号（第17条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">着任届</p> <table border="1" data-bbox="145 1917 767 2056"> <tr> <td></td> <td></td> <td>所属長 認印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県議会議長</td> <td>所属</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]	岩手県議会議長 様	回 議	局長 次長	課長 課長補佐	主任主査 主査	課員	[略]			所属長 認印		岩手県議会議長	所属			<p>(着任)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(事務引継ぎ)</p> <p>第19条 職員は、退職、出向、配置換え又は休職等のため担当事務を離れる場合においては、<u>事務引継書（様式第12号）</u>により後任者又は所属長の指定する者にその担当していた事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。ただし、役付職員以外の者で所属長の承認を得たときは、口頭により引継ぐことができる。</p> <p>(当直命令)</p> <p>第24条 当直命令は、事務局長、次長及び課長以外の職員に対し、当直勤務日前15日までに当直命令通知書（<u>様式第13号</u>）により、所属長が行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第31条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を当直日誌（<u>様式第14号</u>）に記載し、署名押印の上、当該勤務終了後総務課長の検閲を受けなければならない。</p> <p>様式第11号（第16条関係）</p> <table border="1" data-bbox="836 1574 1458 1771"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>岩手県議会議長 様</td> <td>回 議</td> <td>局長 次長</td> <td>課長 担当課長</td> <td>主任主査 主査</td> <td>課員</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	岩手県議会議長 様	回 議	局長 次長	課長 担当課長	主任主査 主査	課員	[略]
[略]																									
岩手県議会議長 様	回 議	局長 次長	課長 課長補佐	主任主査 主査	課員																				
[略]																									
		所属長 認印																							
岩手県議会議長	所属																								
[略]																									
岩手県議会議長 様	回 議	局長 次長	課長 担当課長	主任主査 主査	課員																				
[略]																									

様	職、氏名	印
採用（転入、配置換え） を通知された年月日	年 月 日	
採用（転入、配置換え） の発令年月日	年 月 日	
着任年月日	年 月 日	
その他参考事項		

(A4)

様式第13号（第19条関係）

事務引継書	認 印 欄		
	課 長	課長補佐	課 員
[略]			

[略]

様式第14号（第24条関係）

[略]

様式第15号（第31条関係）

[略]

様式第12号（第19条関係）

事務引継書	認 印 欄		
	課 長	担当課長	課 員
[略]			

備考 認印欄は、適宜変更することができます。

[略]

様式第13号（第24条関係）

[略]

様式第14号（第31条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。